高浜市投票区再編計画

令和6年3月 高浜市選挙管理委員会

目 次

1.	はじめに	1
2.	現状	2
3.	課題	4
4.	投票区の再編方針	4
5.	投票区再編内容	4
6.	新投票所(翼ふれあいプラザ)概要	8
7.	スケジュール	9
参考	賃資料:再編後の投票区の区域	10

1. はじめに

投票区は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 17 条にて、市町村単位で設けることが規定されており、市町村の選挙管理委員会が必要と認める場合には、市町村の区域内において複数の投票区を設けることができるものとされています。

高浜市では、平成4年4月1日の町名変更完了以後、約30年間にわたり、現行の 投票区にて、投票所を11か所設置し、選挙を執行してきました。

一方、全国的には、平成13年の約53,500か所をピークに、令和4年には約46,000か所と、年々投票所の数は減っています。その要因としては、人口(有権者数)の減少、投票立会人等の選出困難、経費削減、市町村合併、期日前投票制度の導入及び期日前投票者数の増加などが挙げられています。

高浜市においては、選挙人名簿登録者数(有権者数)の増加や投票区間での有権者数の偏在、期日前投票制度の導入及び期日前投票者数の増加など、投票を取り巻く環境の変化への対応のほか、高浜市公共施設総合管理計画に基づく公共施設の見直しへの対応も必要となってきています。

そこで、高浜市選挙管理委員会では、適切な投票区(投票所)数に配慮するとともに、これらの変化等への対応を図りつつ、地域の実情を踏まえた投票区への見直しを実施するため、令和6年6月以降に公示(告示)される選挙からの適用を目標とした投票区の再編を行うこととしました。

2. 現状

本市では現在 11 投票区を設け、当日投票所として 1 投票区に 1 投票所、合計 11 投票所を設置しています。投票所の設置にあたっては、各投票区域内において、施設環境や規模、有権者の自宅からの距離などを総合的に考慮し、その地域の実情を踏まえた上で公共施設を中心に指定しています。また、公示(告示)日翌日から選挙期日前日までにおいては、期日前投票所(高浜市役所)を 1 箇所設けています。

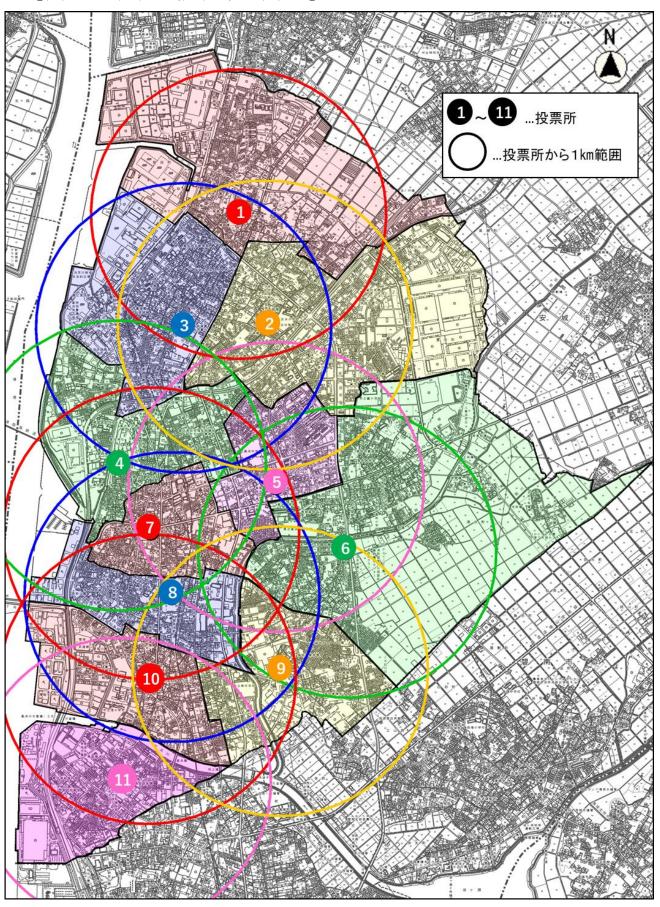
令和 5 年 4 月 1 5 日現在(令和 5 年高浜市議会議員一般選挙での選挙時登録時点)の選挙人名簿登録者数は 37,142 人で、 1 投票区あたりの平均登録者数は約 3,377 人です。最も多い投票区は第 2 投票区で 5,951 人、最も少ない投票区は第 10 投票区で 2,111 人となっています。

選挙人名簿登録者数(有権者数)が多い投票区では、年々有権者数が増加傾向にあり、その他の投票区では、ほぼ横ばいの投票区がほとんどとなっており、有権者数の偏在化が進んでいます。

また、令和5年高浜市議会議員一般選挙における全投票者の内、期日前投票を利用 した方の割合が最も高い投票区は第4投票区で、4割以上の方が期日前投票所(高浜 市役所)で投票しています。



【現在の11投票区(投票所)の位置図】



3. 課題

(1) 投票区(投票所)間の有権者数の偏在

国が示す目安として、1つの投票区の有権者数は概ね3,000人以下と言われていますが、第2投票区(吉浜公民館)は目安の倍である約6,000人まで有権者数が増加しています。また、第6投票区(高取ふれあいプラザ)についても、約4,600人と目安の約1.5倍となっています。

一方で、最も有権者数の少ない第 10 投票区(南部第 2 ふれあいプラザ) は約 2,100 人となっており、最も有権者数の多い第 2 投票区(吉浜公民館) は第 10 投票区(南部第 2 ふれあいプラザ) の約 3 倍と偏りが生じていることから、有権者数の平準化が必要と考えます。

(2) 大山公民館機能の移転

公共施設総合管理計画に基づき、平成31年4月1日より、大山公民館(大山会館の旧称)の公民館機能が地域交流施設(たかぴあ)へ移転したことに伴い、令和2年3月31日をもって大山会館が閉館となりました。そのため、旧大山会館の投票所としての機能についても、近隣の施設へ移転していくことが必要と考えます。

4. 投票区の再編方針

国が基準とする「道程 3 km 以内、有権者数概ね 3,000 人以下」(昭和 44 年旧自治 省通知) や、小学校区の区域を参考に、総合的に判断し再編します。

再編した投票区に設置する投票所施設(※1)は、公共施設を中心に、部屋の広さ、必要な設備の有無、駐車場の有無、有権者の自宅からの距離などを考慮し選定します。

5. 投票区再編内容

(1) 有権者数が多い投票区の分割

有権者数が多い第 2 投票区(吉浜公民館)と第 6 投票区(高取ふれあいプラザ)を分割するため、新たに翼ふれあいプラザを投票所とする投票区を設け、第 4 投票区とし、第 2 投票区(吉浜公民館)及び第 6 投票区(高取ふれあいプラザ)の一部を編入します。

(2) 旧大山会館の投票所機能の移転

第4投票区(旧大山会館)を廃止し、期日前投票所と同じ場所である第7投票区

(高浜市役所)への他、近隣の第3投票区(吉浜保育園)と第5投票区(女性文化センター)へ分割します。

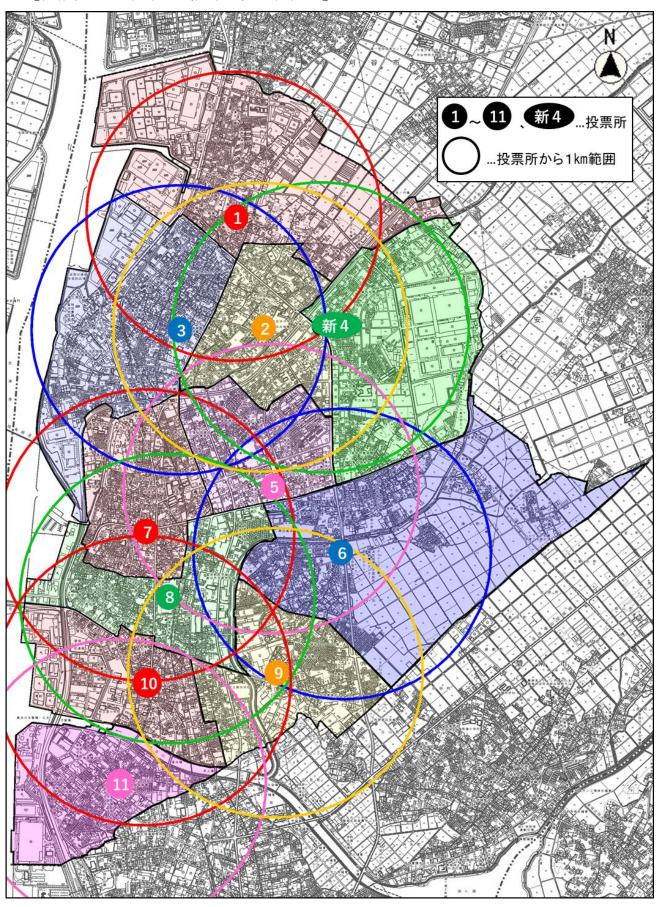
(3) 上記編入等に伴う有権者数偏在の平準化

上記の編入や分割に伴う有権者数の偏在を平準化するため、第 5 投票区(女性文化センター)及び第 7 投票区(高浜市役所)の一部を第 8 投票区(地域交流施設(たかぴあ))に編入します。

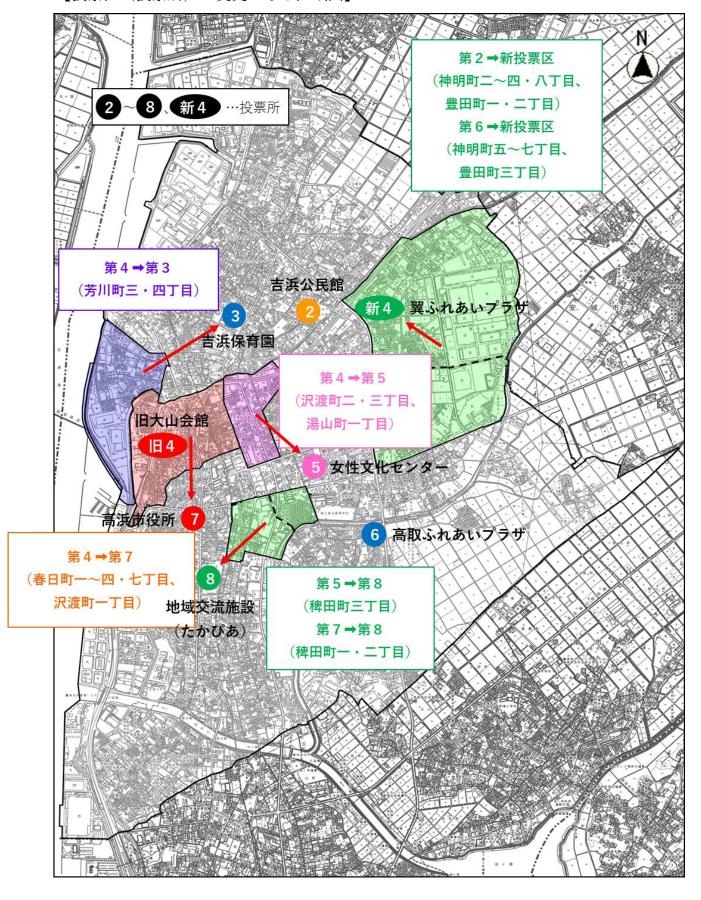
以上により、124 行政区(〇〇町〇丁目の区域)の内、24 行政区で投票区(投票所)が変更となり、約8,000人の方の投票区(投票所)が変更となります。

【現投票区(投票所)】 【新投票区(投票所)】 投票所施設 投票所施設 投票区 投票区 (有権者数) (有権者数) 吉浜北部保育園 吉浜北部保育園 第1投票区 第1投票区 (3,450 人)(3,450 人)吉浜公民館 吉浜公民館 第2投票区 第2投票区 (5,951 人)(3,255 人) 吉浜保育園 吉浜保育園 第3投票区 第3投票区 (3,170 人)(4.011 人) 旧大山会館【廃止】 翼ふれあいプラザ 第4投票区 第4投票区 (3,608 人)【新設】(3,670 人) 女性文化センター 女性文化センター 第5投票区 第5投票区 (3,787 人) (3,102 人)高取ふれあいプラザ 高取ふれあいプラザ 第6投票区 第6投票区 (3,680 人) (4,654 人)高浜市役所 高浜市役所 第7投票区 第7投票区 (4,036 人) (2,818 人)地域交流施設(たか 地域交流施設(たか 第8投票区 ぴあ) 第8投票区 ぴあ) (2,188 人)(3,052 人) 論地町集会所 論地町集会所 第9投票区 第9投票区 (3.620 人)(3,620 人)南部第2ふれあい 南部第2ふれあい 第10投票区 第10投票区 プラザ (2,111 人) プラザ (2,111 人) 高浜南部保育園 高浜南部保育園 第11投票区 第11投票区 (2,470 人)(2,470 人)

【再編後の11投票区(投票所)の位置図】



【投票区(投票所)が変更となる区域図】



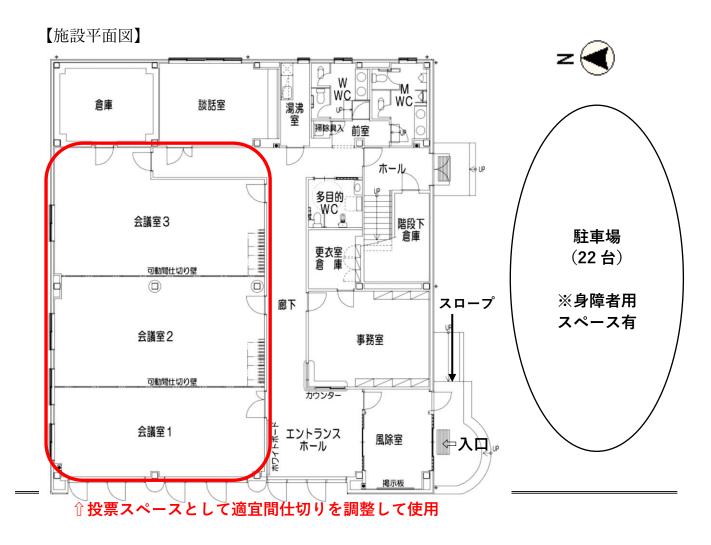
6. 新投票所(翼ふれあいプラザ)概要

有権者数の多い第2投票区(吉浜公民館)と第6投票区(高取ふれあいプラザ)を 分割するために新たに設ける第4投票区の投票所として、翼ふれあいプラザを利用し ます。

会議室 1~3 は、可動式間仕切りにより仕切られているため、一度の選挙で複数の票を投票する必要がある場合などでも、広さを調整することが容易です。

また、建物南側には 22 台駐車可能な駐車場を備えています。なお、建物入口に最も近い場所には、障がいをお持ちの方などのための駐車スペースが設けられているとともに、建物入口まではスロープも設置されています。

通常は、土足使用の建物ではありませんが、選挙の際には、ビニールシートを敷くなど、土足のまま使用できるよう整備します。



(道 路)

7. スケジュール

以上の投票区の再編は、令和6年6月以降に公示(告示)される選挙から適用(※2)するものとし、令和6年5月31日までに公示(告示)される選挙については、 従前のとおりとします。

時 期	内 容
令和 6 年 1~2月	投票区再編計画(案)公表
	地域説明会開催
	パブリックコメント実施
令和6年2月	投票区再編計画(案)修正
	投票区再編計画完成
令和6年3月	投票区再編計画 選挙管理委員会議決
	高浜市公職選挙管理規程改正
令和6年4月~	選挙人名簿管理システム修正
	投票区再編内容周知
令和6年6月~	新投票区による選挙人名簿登録
	新投票区(投票所)による選挙執行

参考資料:再編後の投票区の区域

投票区 (投票所)	投票区の区域	
第 1	小池町一~三・六丁目、新田町一~四丁目、八幡町	
(吉浜北部保育園)	一~六丁目	
第 2	呉竹町四・五丁目、小池町四・五丁目、神明町一丁	
(吉浜公民館)(※3)	目、屋敷町四~六丁目、湯山町二・三丁目	
第 3	呉竹町一~三・六・七丁目、新田町五丁目、屋敷町	
(吉浜保育園)	一~三・七丁目、芳川町一~四丁目	
第 4	神明町二~八丁目、豊田町一~三丁目	
(翼ふれあいプラザ)		
第 5	沢渡町二~四丁目、湯山町一・四~八丁目	
(女性文化センター)		
第 6	清水町一~八丁目、本郷町一~六丁目、向山町一~	
(高取ふれあいプラザ)	六丁目	
第 7	青木町二~五丁目、春日町一~七丁目、沢渡町一・	
(高浜市役所)	五丁目	
第8		
(地域交流施設(たかぴあ))	青木町一・六~九丁目、稗田町一~六丁目	
第 9		
(論地町集会所)	二池町三・四丁目、論地町一~五丁目	
第 10	海海町 アブロー か町	
(南部第2ふれあいプラザ)	碧海町一〜五丁目、二池町一・二・五・六丁目	
第 11		
(高浜南部保育園)	田戸町一~七丁目	

- ※1 (P.4) 投票所施設は、選挙の都度、決定するものですので、本計画に記載の投票所施設は、現在使用している施設及び新しい投票区で想定する投票所となっています。状況によっては、今回お示しします施設と異なる施設が投票所となる場合があります。
- ※2 (P.9) 選挙人名簿については、令和6年6月以降に公示(告示)される選挙を 執行する際の選挙時登録または令和6年6月に行う定時登録の、いずれか 早い方より、再編後の投票区による登録を行います。
- ※3 (P.10) 吉浜公民館は、令和6年4月より「吉浜交流館」に名称が変更します。

高浜市選挙管理委員会 (高浜市役所行政グループ内)

電話 0566-52-1111 (内線 328・368)

FAX 0566-52-1110

メール gyosei@city.takahama.lg.jp